

「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

本研究科では、社会人のキャリア教育、そして生涯学習に対するニーズに応えるため、仕事をもつ社会人学生等が勤務を継続しながら大学院で学問を修めることができるように、大学院設置基準第2条の2及び第14条に基づく教育方法の特例を実施する。

○夜間及び週末開講

本研究科では、平日の5時間目及び6時間目開講、土曜日開講を実施する。

○修業年限及び在学期間

本研究科は修士課程であり、標準修業年限は2年間である。ただし、入学時に育児や家族介護、あるいは働きながら学ぶ長期履修制度を利用する学生（以下、「長期履修生」という。）にあっては、修業年限を3年あるいは4年とすることができる。

社会人学生は、自らの就学状況や経済環境、就業状況などを勘案し、入学までに2年あるいは3年以上4年以内の修業年限のいずれかを選択する。

但し、長期履修制度に該当しない理由によって、在学期間を2年として入学した学生は、在学期間を3年もしくは4年に、延長することは原則としてできない。

○長期履修を申請できる学生

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有するため標準修業年限で修了することが困難な者
（正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者）
- (2) 育児、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者
- (3) 病気等その他やむをえない事情により、標準修業年限で修了することが困難であると研究科長が認めた者